

みんなので
支えよう！

国民健康保険

国保税率が引き上げされます

ご理解をお願いします

1人あたりの医療費が年々増え続けている中、保険税収入は伸び悩み、平成28年度は財源不足を補うため、一般会計から国保会計への支援（4千万円）を行いました。単年度収支は1億円を超える赤字と非常に厳しい状況になりました。

平成29年度試算では、約5千500万円の赤字が見込まれ、現行税率では必要額の確保が難しくなりました。

また、制度改革により平成30年度から国保の都道府県化がスタートし、町は県に国保事業費納付金を納めることとなります。この納付金は、皆さんから納めていただく国保税で納付されます。

県の試算によると平成29年度の三種町1人あたりの国保税は12万9865円、前年度比約20%増という結果が出ています。

このような状況を踏まえ、国保運営協議会や6月議会で協議した結果、やむなく引き上げざるを得なくなりました。将来にわたって健全な国保財政の運営を進めていくためには、今回の国保税率引き上げが必要です。ご理解のほど、よろしくお願いたします。

■税率改正後平均課税額 (平成29年度)

1人あたり (対前年度比較)	1世帯あたり (対前年度比較)
106,572円 (15,362円)	167,301円 (21,426円)

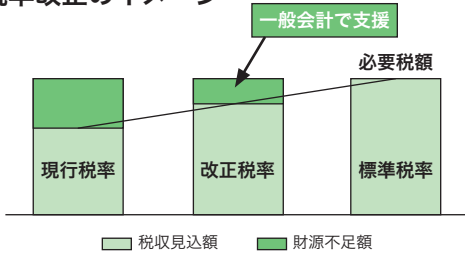
■改正後の税率 (平成29年度)

課税区分	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療分	6.52%	31.75%	27,400円	21,000円	54万円
後期分	1.74%	7.54%	6,600円	5,000円	19万円
介護分	1.50%	8.82%	7,900円	4,700円	16万円

医療分＝医療費の支払いに係る分
後期分＝後期高齢者医療制度への支援金に係る分
介護分＝介護保険制度への納付金に係る分

所得割＝世帯の所得に係る率
資産割＝世帯の資産評価額に係る分
均等割＝1人あたりの額
平等割＝1世帯あたりの額
限度額＝税の賦課最高額

■税率改正のイメージ

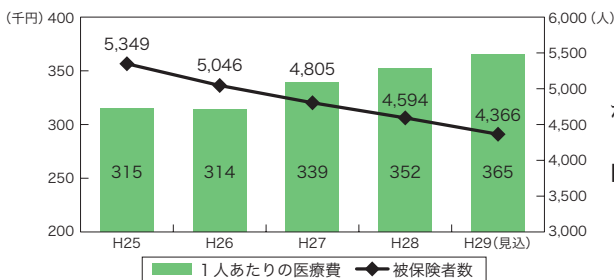


必要税額：医療費等の支払いのために必要な保険税額
現行税率：改正前の税率
改正税率：改正後の税率
標準税率：必要税額が確保できる標準的な税率

現行税率で見込まれる財源不足をすべて国保税に求めることは、被保険者の生活に大きな影響を及ぼすことから、急激な負担増を抑制した内容での国保税率の改正となっています。

国保税率改正に際し
激変緩和措置を行います

■被保険者数と1人あたり保険給付費の推移



加入者数が減少傾向にある中、1人あたりの保険給付費は右肩上がりとなっています。

■平成29年度見込み
加入者数(年間平均) 4,366人
1人あたり保険給付費 36万5千円

【2割軽減の拡充】

基準額 (改正前) 33万円+48万円×被保険者数
(改正後) 33万円+49万円×被保険者数

【5割軽減の拡充】

基準額 (改正前) 33万円+26.5万円×被保険者数
(改正後) 33万円+27.0万円×被保険者数

※7割軽減の改正はありません。

この軽減制度は、世帯の所得が一定額以下の場合に、所得に応じて均等割・平等割が軽減される制度です。
軽減判定を行うための基準額が引き上げられたことにより、対象となる世帯が増え、低所得者層の負担が軽減されることとなります。

国保税の軽減制度が
拡充されました